

# 教育委員会定例会事項書

令和6年4月23日(火)  
9:30～ 教育委員室

## 1 開会宣言

議事録署名者 栗 須 委 員

## 2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

## 3 議 題

議案第 1号 職員の懲戒処分について

議案第 2号 令和6年度三重県教科用図書選定審議会委員の任命について

## 4 報 告 題

報告 1 令和6年度三重県立高等学校等入学者選抜及び三重県立特別支援学校入学者選考の概要について

報告 2 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について

## 5 閉会宣言



## 前回定例会の審議結果

### 1 日時

令和6年3月22日（金）

開会 13時03分

閉会 14時27分

### 2 場所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 福永教育長、大森委員、北野委員、富樫委員

欠席者 栗須委員

議事録署名者 富樫委員

### 4 採択議案の件名

議案第60号 三重県教育ビジョン（案）について

議案第61号 三重県立学校施設長寿命化計画（改定案）及び第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画（案）について

議案第62号 三重県立みえ四葉ヶ咲中学校設置基本方針（案）について

議案第63号 令和7年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針（案）について

議案第64号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

議案第65号 三重県教育委員会会議規則の一部を改正する規則案

議案第66号 職員の懲戒処分について

議案第67号 職員の人事異動（事務局）について

議案第68号 職員の人事異動（県立学校）について

議案第69号 職員の人事異動（市町等立小中学校・義務教育学校）について

議案第70号 三重県教育改革推進会議の委員の任命について

議案第71号 三重県文化振興計画（案）について

### 5 請願陳情の付議の結果

該当なし

### 6 諸般の報告

報告1 三重県教育委員会請願等取扱要綱案

報告2 県立高等学校の活性化について

報告3 令和6年度事務局職員の人事異動報告について

報告4 令和6年度県立学校の人事異動報告について

報告5 令和6年度市町等立小中学校・義務教育学校の人事異動報告について

### 7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし



報告 1

令和 6 年度三重県立高等学校等入学者選抜及び  
三重県立特別支援学校入学者選考の概要について

令和 6 年度三重県立高等学校等入学者選抜及び三重県立特別支援学校入学者選考の概要について、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 4 月 2 3 日提出

三重県教育委員会事務局  
高校教育課長  
特別支援教育課長



令和6年度三重県立高等学校等入学者選抜及び  
三重県立特別支援学校入学者選考の概要について

I 令和6年度三重県立高等学校入学者選抜の概要について

前期選抜の全日制課程の実施校数は48校109学科・コースでした。募集人数は、前年度から80人減少し、志願者数は70人減少しました。志願倍率は2.09倍で、前年度から0.02ポイント増加しました。

また、後期選抜の全日制課程の実施校数は52校119学科・コースでした。募集人数は、前年度から126人減少し、志願者数は13人減少しました。最終の志願倍率は1.08倍で、前年度から0.02ポイント増加しました。

各選抜における志願者数や合格者数等の状況は次のとおりです。

1 前期選抜等（2月5日・6日実施）

(1) 前期選抜

課程	実施学校数、学科・コース数	募集人数	志願者数	志願倍率	合格内定者数
全日制	48校109学科・コース	3,367	7,049	2.09	3,602
定時制	5校 12学科	216	301	1.39	185
通信制	1校 1学科	48	40	0.83	39

(2) 連携型中高一貫教育に係る選抜

課程	実施学校数、学科数	募集人数	志願者数	合格内定者数
全日制	1校 1学科	定めていない	11	11

(3) 特別選抜

課程	実施学校数、学科数	募集人数	志願者数	合格内定者数
全日制	1校 1学科	4	0	0
定時制	5校 12学科	44	21	17

2 後期選抜（3月11日実施）

課程	実施学校数、学科・コース数	募集人数	志願者数	志願倍率	合格者数
全日制	52校119学科・コース	6,819	7,360	1.08	6,517
定時制	11校 18学科	558	217	0.39	176
通信制	2校 2学科	401	58	0.14	60

3 後期選抜までの合格者の状況（合格者発表：3月18日）

課程	入学定員※	合格者数
全日制	10,440	10,130
定時制	760	378
通信制	440	99

※ 入学定員には秋期入学者選抜入学定員（定時制課程10人、通信制課程60人）は含まれていない。

#### 4 再募集・追加募集

(1) 再募集（全日制課程及び定時制課程3月22日実施、通信制課程4月3日実施）

課程	実施学校数、学科・コース数	募集定員	志願者数	合格者数
全日制	22校 32学科・コース	308	98	84
定時制	10校 13学科	382	35	33
通信制	2校 2学科	341	16	16

※ 実施校のうち、志願者がいなかったため、全日制9校10学科・コース、定時制2校2学科で検査を実施しなかった。

(2) 追加募集（3月28日実施）

課程	実施学校数、学科数	募集定員	志願者数	合格者数
定時制	10校 11学科	327	11	11

※ 実施校のうち、志願者がいなかったため、定時制7校7学科で検査を実施しなかった。

#### 5 合格者総数

課程	入学定員※1	合格者総数※2	充足率(%)
全日制	10,440	10,239	98.1
定時制	760	424	55.8
通信制	440	115	26.1

※1 入学定員には秋期入学者選抜入学定員（定時制課程10人、通信制課程60人）は含まれていない。

※2 合格者総数には、3、4の合格者に加え、後期選抜追検査による合格者（全日制課程25人、定時制課程2人）を含む。

#### II 令和6年度三重県立高等学校専攻科入学者選抜の概要について

四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科では、令和5年9月15日に特別選抜、令和5年10月16日に一般選抜、令和6年1月11日に再募集を実施しました。

また、水産高等学校漁業専攻科及び機関専攻科では、令和6年3月11日に入学者選抜を実施しました。

各専攻科における志願者数や合格者数等の状況は次のとおりです。

##### 四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜

コース	入学定員	志願者数	合格者数
機械	20人 (各コース10人程度)	8	8
電気		10	10

##### 水産高等学校漁業専攻科・機関専攻科入学者選抜

学科	入学定員	志願者数	合格者数
漁業専攻科	20人	9	9
機関専攻科		6	6

※ 桑名高等学校衛生看護専攻科では、5年一貫教育のため専攻科の入学者選抜は実施していません。



Ⅲ 令和6年度三重県立特別支援学校入学者選考の概要について

令和6年度三重県立特別支援学校入学者選考は、2月6日及び2月13日に選考を実施するとともに、3月19日に再募集による選考を実施しました。

各特別支援学校高等部の入学者選考の状況は次のとおりです。

1 選考（2月6日実施）

学校名	受検者数	合格者数	中学部からの合格者数	中学校等からの合格者数
盲学校	7	7	6	1
聾学校	5	5	5	0
くわな	27	27	8	19
西日野にじ学園	46	46	11	35
稲葉	23	23	10	13
松阪あゆみ	20	20	10	10
玉城わかば学園	26	26	16	10
北勢きらら学園	5	5	5	0
城山	5	5	4	1
度会	4	4	3	1
東紀州くろしお学園	8	8	4	4
同 おわせ分校	2	2	0	2
伊賀つばさ学園	16	16	10	6
杉の子	2	2	2	0
同 石薬師分校	38	38	18	20
かがやき草の実分校	1	1	1	0
合計（16校）	235	235	113	122

（参考）

昨年度実績	240	240	116	124
-------	-----	-----	-----	-----

2 追選考（2月13日実施）

学校名	受検者数	合格者数	中学部からの合格者数	中学校等からの合格者数
西日野にじ学園	2	2	2	0
稲葉	1	1	1	0
松阪あゆみ	3	3	3	0
杉の子石薬師分校	1	1	1	0
合計（4校）	7	7	7	0

3 再募集による選考（3月19日実施）

学校名	受検者数	合格者数	中学部からの合格者数	中学校等からの合格者数
くわな	1	1	0	1
西日野にじ学園	1	1	1	0
松阪あゆみ	1	1	0	1
北勢きらら学園	1	1	1	0
伊賀つばさ学園	1	1	0	1
合計（5校）	5	5	2	3

（参考）

昨年度実績	6	6	1	5
-------	---	---	---	---

4 合格者総数

県立特別支援学校 高等部	受検者 総数	合格者 総数	中学部からの合格者 総数	中学校等からの合格者 総数
合計（16校）	247	247	122	125

（参考）

昨年度実績	258	258	127	131
-------	-----	-----	-----	-----

報告2

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について、別紙のとおり報告する。

令和6年4月23日提出

三重県教育委員会事務局  
生徒指導課長



(別紙)

### 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任免について

三重県では、いじめの防止等に関係する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携し、それぞれの取組について情報交換等を行うため、三重県いじめ問題対策連絡協議会を条例により設置しています。

三重県いじめ問題対策連絡協議会の構成委員について、この度の人事異動により、下記のとおり委員の任免を行いました。

補欠の委員の任期は、異動発令日から前任者の残任期間の令和6年9月30日までとなります。

#### 記

団体名等	名前及び役職	
	解任	任命
三重県 小中学校長会	みずの さとこ 水野 聡子	かたおか ゆみ 片岡 弓
	津市立神戸小学校長	津市立櫛形小学校
三重県 小中学校長会	あまの ともひろ 天野 智裕	おざき みつる 尾崎 充
	四日市市立 富洲原中学校長	松阪市立 西中学校長
三重県立 学校長会	くの よしなり 久野 嘉也	よろい ひろし 萬井 洋
	県立いなべ総合学園 高等学校長	県立久居農林 高等学校長
三重県 市町教育長会	もり とおる 森 亨	かくおか よしひさ 福岡 佳久
	大台町教育委員会教育長	大台町教育委員会教育長
児童相談所	なかざわ かずや 中澤 和哉	やまぞえ きんや 山添 欽也
	三重県児童相談センター所長	中勢児童相談所長
津地方法務局	よこやま まゆみ 横山 真弓	はまもと ひろのぶ 濱本 浩暢
	津地方法務局 人権擁護課長	津地方法務局 人権擁護課長
三重県警察	かど ゆみや 門 由実也	こうじき あきよし 柑子木 亮吉
	生活安全部少年課長	生活安全部少年課長
教育委員会事務局	いのぐち まさみつ 井ノ口 誠充	そうだ きよひろ 早田 清宏
	県教育委員会事務局 学校教育担当次長	県教育委員会事務局 学校教育担当次長

任期  
令和6年4月1日  
から  
令和6年9月30日  
まで

(委員名簿)

# 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員

任期:令和5年10月1日~令和6年9月30日

	団体名等	委員名	所属・役職等	新規
有識者	学識経験者	わたなべ けんじ 渡邊 賢二	皇學館大学教授	
	三重弁護士会	いとう まさあき 伊藤 正朗	南新町法律事務所 弁護士	
	三重県公認心理師会・ 三重県臨床心理士会	はしもと けいこ 橋本 景子	セントヨゼフ女子学園 スクールカウンセラー	
学校	三重県 小中学校長会	かた おか ゆみ 片岡 弓	津市立 櫛形小学校	新
	三重県 小中学校長会	おざき みつる 尾崎 充	松阪市立 西中学校長	新
	三重県立 学校長会	よろい ひろし 萬井 洋	県立久居農林 高等学校長	新
	三重県 私学協会	おかじま よしのぶ 岡島 義信	青山高等学校長	
教育委員会	三重県 市町教育長会	たにぐち しゅういち 谷口 修一	伊賀市教育委員会 教育長	
	三重県 市町教育長会	ふくおか よしひさ 福岡 佳久	大台町教育委員会 教育長	新
児相	児童相談所	やまぞえ きんや 山添 欽也	中勢児童相談所長	新
法務局	津地方法務局	はまもと ひろのぶ 濱本 浩暢	津地方法務局 人権擁護課長	新
警察	三重県警察	こうじき あきよし 柑子木 亮吉	県警察本部 生活安全部少年課長	新
県	三重県 子ども・福祉部	にしざき すいせん 西崎 水泉	三重県 子ども・福祉部次長	
	教育委員会事務局	そうだ きよひろ 早田 清宏	県教育委員会事務局 学校教育担当次長	新

(参考)

1 根拠法令

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項

三重県いじめ問題対策連絡協議会条例

（平成26年3月27日 三重県条例第6号）

2 委員数 15人以内（三重県いじめ問題対策連絡協議会条例 第3条）

3 任期 1年（三重県いじめ問題対策連絡協議会条例 第4条第2項）

4 設置日 平成26年7月1日

**いじめ防止対策推進法(一部抜粋)(平成25年9月28日施行)**

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

**三重県いじめ問題対策連絡協議会条例(一部抜粋)(平成26年3月27日施行)**

(組織)

第三条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

(委員)

第四条 委員は、いじめの防止等に関する機関及び団体の職員並びにいじめの防止等に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。